



本巢市告示第92号

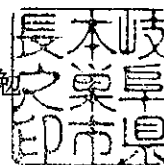
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年8月2日

本巢市長 藤原 勉



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	面積	筆数	森林所有者 件数	備考
1	高尾地区	4	5.17ha	6筆	1件	整理番号 集R3第1号

2 縦覧場所 本巢市役所林政課

3 本公告により、本巢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。